

## 五条広域事務組合における特定事業主行動計画

令和8年5月20日

五条広域事務組合

五条広域事務組合における特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、五条広域事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

令和2年度に策定した計画が令和7年度末で終了しましたので、第2期計画を策定します。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、業務課庶務係の所掌事務として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

本組合の現状としては、小規模団体で職員数が少ないこともあり、正規職員としての女性職員がおりません。また、今後、新規職員の採用を行う見込みも今のところありません。そのため、女性職員の活躍推進に向けた取り組みとしては、男性職員の家庭生活への参加を促すものとして、次の通り目標を設定します。

目標：本計画の期間内における職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数の割合を、75%（平均15日）にする。

### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項の数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

取組内容	実施時期
年次休暇の取得目標を定め、各職員に徹底する。	令和8年度から